

2007年1月29日

森本委員ペーパーへのコメント

東京海上日動
田口 茂

今回のペーパーは、あくまで、「経済価値ベース責任準備金への対応とそのソルベンシー・マージン基準への反映についての工程を整理したもの」であり、「本邦ソルベンシー・マージン基準の見直し全体をカバーしているものではない」と解釈した上で、下記のとおりコメントいたします。

1. 総論

(1) 継続基準(経済価値ベース)を原則的な基準とし、清算基準(換金価値ベース)を健全性に疑義がある会社を対象とした追加的な基準とすることは妥当と考える。まずは、「(継続基準で)事業継続に問題なしという状態」「(清算基準で)事業継続不可という状態」を明確化し、これらを踏まえて、ソルベンシー・マージン基準の他、実質資産負債差額規制等、関連する制度を見直していく必要があると考える。なお、ソルベンシー・マージン基準は、保険会社のリスク管理のスタンダードとしても機能するので、(特に継続基準においては、)個々の保険会社の財務状態とリスク実態をより正確に反映したものにすべきと考える。

(2) 中期対応Ⅰの導入時期がポイントとなる。中期対応Ⅰにおいて、分子、分母の両方に、将来キャッシュフローの現在価値の考え方を反映するのであれば、相応の準備期間が必要になる。なお、中期対応Ⅰにおいても、実質資産負債差額規制等、関連する制度の見直しを行う必要があると考える。

(3) 中期対応Ⅱへの移行は、リスクマージンや保証・オプションの計算手法が固まることが条件となる。そのためには、理論的課題の整理とデータの蓄積を進めていく必要がある。また、将来のIFRS導入時の二重投資を防ぐためには、IASBやIAISの動向を踏まえたロードマップの見直しと、制度化タイミングの見極めが必要と考える。

(4) なお、損害保険会社の場合、リスク評価に極端なシナリオやストレスを織りこむと結果がミスリーディングなものとなるため、例えば、自然災害リスクについては、シナリオテストやストレステストで補完すべきと考える。

2. 実務上の観点

(1) 将来キャッシュフロー

・予測方法により大きく結果が異なるため、監督上の基準としての実効性を持たせるためには、なんらかの標準モデルが必要になる可能性あり。また、実務上の観点からは、短期契約(*)や重要性の低い契約について、簡便法を許容する等の手当てが必要。

(*)IASBの議論では、短期契約について、未経過保険料を出口価値の近似値として許容することも検討されている。

・損害保険会社で重要な課題となりそうなものは下記のとおり。

①長期火災保険： 自然災害リスクのキャッシュフロー、および、そのトレンドをどのように予測するか？

②長期第三分野保険： がん発生率、入院発生率、および、そのトレンドをどのように予測するか？

③積立保険： 解約率、および、そのトレンドをどのように予測するか？

④再保険： 受再保険・出再保険の保険金をどのように予測するか？

(2) リスクマージン

- 予測方法により大きく結果が異なるため、なんらかの標準モデルが必要になる可能性あり。
 - 実務上の観点からは、例えば、確率分布を基に見積もった保険リスクの一定%とするなどの簡便法も考えられる。
 - 損害保険会社で重要な課題となりそうなものは下記のとおり。
- ① 長期火災保険： 自然災害リスクの確率分布をどのように推定するか？
 - ② 長期第三分野保険： がん発生率、入院発生率の確率分布をどのように推定するか？

(3) 保証・オプション等

- 予測方法により大きく結果が異なるため、なんらかの標準モデルが必要になる可能性あり。
- 実務上の観点からは、金融工学等をベースに、フィージブルなモデルを構築する必要あり。
- 重要な課題となりそうなものは、金利と解約率の相関関係のモデリング。

(4) 割引率

- 30年超の金利（および、将来キャッシュフロー？）について、なんらかの標準モデルが必要になる可能性あり（中立な第三者機関が一律に予測することでよいのでは？）。

以上